

○原動機を用いる身体障害者用の車椅子に係る署長の確認事務について
(通達甲)

平成29年11月22日
交企発第376号
部長及び参事官
所属長

原動機を用いる身体障害者用の車椅子(以下「車椅子」という。)については、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第1条の4第2項の規定により署長が行う同条第1項第1号に規定する基準(以下「車体の大きさの基準」という。)に適合しない大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことの確認に関する事務に関し「原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る署長の確認事務について(通達甲)」(平成28年1月5日交企発第20号。以下、「旧通達甲」という。)を定めているところであるが、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第48号)が本年10月30日に施行されたことに伴い、当該事務に関し下記のとおり定め、平成29年11月22日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲の実施をもって旧通達甲は廃止する。

記

第1 確認の手続

1 市町村長から通知があった場合の措置

署長は、市町村長から別記第1号様式の通知書(以下「通知書」という。)により、当該署の管轄区域内に住所地を有する身体障害者(児)に対して車体の大きさの基準に適合しない車椅子の購入に要した費用を補装具費として支給することを決定した旨の通知があったときは、通知書及びその添付書類により速やかにその大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことの確認を行い、当該市町村長に対し、別記第2号様式の確認証(以下「確認証」という。)を送付するものとする。

なお、市町村長は、支給に係る車椅子が車体の大きさの基準に適合しない大きさであることを確認した後、支給を受ける者の住所地を管轄する署の署長に通知し、当該署長から送付された確認証を利用者に交付することとなる。

2 利用者等から申請があった場合の措置

(1) 申請の受理

車椅子の利用者の住所地を管轄する署長は、車体の大きさの基準に適合しない車椅子の利用者又は利用者から依頼を受けた者(以下「利用者等」という。)から府令第1条の4第2項の規定による署長の確認を受けたい旨の

申出があったときは、別記第3号様式の確認申請書(以下「確認申請書」という。)によりその申請を受理するものとする。

(2) 審査の方法

署長は、(1)の申請を受理したときは、原則として当該申請に係る利用者及び当該車椅子を実地調査して審査し、当該利用者が当該申請に係る大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことの確認をするものとする。ただし、確認申請書に次の書類が添付されているときは、実地調査に代えて書類による書面審査によることができるものとする。

ア 身体の状態により、当該申請に係る利用者が当該車椅子を用いることがやむを得ない旨を疎明する書類(医師その他の身体の状態を判断することができる者の作成する書面)

イ 当該車椅子を製作し、又は販売する者の作成に係る当該車椅子の大きさ(長さ、幅及び高さ)を証する書面

(3) 確認証の交付

署長は、(1)の申請に係る車椅子の利用者が当該申請に係る大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことを確認したときは、申請者に対して確認証を交付するものとする。

第2 確認証の携帯及び返納

1 確認証の携帯

署長は、確認に係る車椅子の利用者が当該車椅子を道路において利用する場合は、確認証を携帯するよう指導を徹底するものとする。

2 確認証の返納

署長は、確認に係る車椅子の利用者が当該車椅子を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかにその確認証を返納するよう指導を徹底するものとする。

第3 確認結果の記録等

1 確認結果の記録

署長は、市町村長又は申請者に確認証を交付したときは、別記第4号様式の確認証交付処理簿(以下「処理簿」という。)にその確認内容を記録して経緯を明らかにするものとする。

2 確認証の交付番号

署長は、市町村長又は申請者に確認証を交付するときは、その交付順を表す一連番号を付すとともに、処理簿の確認証番号欄に当該一連番号を記載するものとする。

第4 報告

署長は、市町村長からの通知又は利用者等からの確認の申請を受理し、当該通知又は申請に係る車椅子の利用者が当該車椅子を用いることについてやむを得ないことを確認した上、市町村長又は申請者に確認証を交付したときは、その都度、通知書又は確認申請書(その添付文書を含む。)及び確認証の写しを作成し、交通企画課に送付するものとする。

第5 運用上の留意事項

1 確認を受けていない車椅子を発見した場合等の措置

現に利用されている車椅子で車体の大きさの基準に適合しないものは、その利用者がその大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことについて署長の確認を受けない限り、道路交通法に規定する身体障害者用の車椅子には該当しないこととなるが、このような車椅子の利用者を発見した場合には、直ちに取締りを行うのではなく、その者の住所地を管轄する署長の確認を受けるよう指導するにとどめるものとする。

なお、利用者がその大きさを用いることがやむを得ないと認められない場合についても、原則として指導によって是正措置を講じさせるものとする。

2 厳格かつ適正な確認事務の徹底

確認については、身体の状態により車体の大きさの基準に該当する車椅子を用いることができない真にやむを得ない理由がある者が対象であるので、その運用については厳格かつ適正に行うものとする。

3 車体の大きさの測定方法

車体の大きさの基準における長さ、幅及び高さは、実際に通行することが想定される最大の状態で測定した大きさと解されることから、次に定めるところにより測定するものとする。

(1) バスケット、フロントバンパー、ウインドシールド、バックミラー、バックレストエクステンション、ステッキホルダー、松葉杖ホルダー、テールライト、ホイールキャップ、転倒防止のための補助車輪その他これらに類するもの等通常時に取り付けて通行することが想定される附属品が取り付けられている場合は、当該附属品の取付け及び取り外しが道具を使わずに手で行うことが可能であるなど容易であっても、当該部品を車体の一部として測定するものとする。ただし、高さについては、ヘッドサポートを除いた車椅子の最高点までを測定するものとする。

(2) シートを前後方向に調整することができる車椅子、アームレストの幅を調整することができる車椅子等可動部分がある車椅子については、通行可能な状態における大きさが最大となるように調整した状態で測定するものとする。ただし、リクライニングが可能なバックレストについては、現に

通行している状態に調整して測定するものとする。

- (3) 手で取付け及び取り外しが可能であって、雨天時のみに取り付ける雨よけルーフ、車道通行時のみに取り付ける視認性を高めるための旗・ポール等限られた利用時にのみ取り付ける附属品については、車体の一部として測定しないものとする。

4 速度の基準

府令第1条の4第1項第2号ロに規定する車椅子の構造上の速度については、水平な路面におけるものであると解されることから、下り坂においてこの速度を超える速度で通行したことをもって、直ちに道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第3項第1号の規定による歩行者として取り扱われなくなるものではないが、このような利用者に対しては、安全な速度で通行するよう指導するものとする。

(別記第1・2・4号様式省略)

第3号様式（第1関係）

<p>確 認 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 ㊟</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第2項の規定に基づき、同項の確認を申請します。</p>	
確認を受けようとする原動機を用いる車椅子の利用者	住所
	氏名
利用者以外の者が申請する場合	（利用者との続柄）
確認を申請する理由	
確認を受けようとする原動機を用いる車椅子	名称
	型式
	製品番号
	<p>大きさ</p> <p>長さ センチメートル</p> <p>幅 センチメートル</p> <p>高さ センチメートル</p>

備考 申請者は、申請者欄の氏名を自署により記載したときは、押印を省略することができます。